

第2期鶴居村地域公共交通プラン（鶴居村地域公共交通計画）の概要

1. 経緯

令和6年6月24日作成

令和6年7月22日公表

2. 鶴居村地域公共交通計画の区域

鶴居村全域

3. 鶴居村地域公共交通計画に関する基本方針

鶴居村における地域公共交通の活性化及び再生の基本的な取組の方向性については、「鶴居村地域公共交通プラン（鶴居村地域公共交通網形成計画）」を継承し、「鶴居村に安心して暮らし続けられる公共交通体系の構築」と設定する。

地域公共交通の確保・維持に向けた基本的な取組の方向性

鶴居村に安心して暮らし続けられる 公共交通体系の構築

基本方針1 地域の生活を支える路線バス網の確保・維持

基本方針2 村内における移動手段の充実

基本方針3 公共交通利用促進に向けた情報発信の強化・ニーズの把握・利便性の向上

4. 鶴居村地域公共交通計画の目標

基本方針1 地域の生活を支える路線バス網の確保・維持

(1) 鶴居線の年間乗車人員（目標：43,000人/年）

現在鶴居線は、「計画平均乗車密度が5人未満の路線」として補助金を減額されている状況であり、平均乗車密度5.0人以上となる年間乗車人員を目標として設定し、地域間幹線系統路線を確保・維持するとともに、村負担の軽減を図る。

(2) 路線バス維持に関する鶴居村負担金（目標：20,774千円以下）

将来にわたって持続可能な路線として確保・維持していくために、鶴居線、鶴居釧路線、鶴居スクール線、夢の杜線、幌呂線の5路線の維持に関する鶴居村負担金を目標として設定する。

人件費や燃料費の上昇などもあり、鶴居村負担金は今後増加傾向になるものと想定される中で、現況値（令和4年度・5年度の平均値）から10%程度の増加以下に抑制することを目標とする。

基本方針2 村内における移動手段の充実

(1) 福祉バスの年間利用者数（目標：1便当りの利用者数1.5人以上）

福祉バスの運行継続にあたっては、運行の効率性向上が望まれる。

このため、福祉バスの周知やニーズの把握、予約方法の改善等により、1便当りの利用者数1.5人以上を目標として設定する。

(2) 高齢者移送サービス事業支援会員数（目標：支援会員数10人増加）

高齢者等個別移送サービス事業の継続にあたっては、支援会員の確保が必須である。このため支援会員増加に向けた広報を強化するほか、住民どうしが支え合える土壌づくりのため、ボランティア講座や交流事業を実施、新たな担い手の確保を目指す。

基本方針3 公共交通利用促進に向けた情報発信の強化・利便性の向上

基本方針3については、情報発信の強化や利便性の向上の効果として、利用者数の維持・増加に繋がってくるものであり、前述目標値として設定する。

5. 事業の概要及び事業の実施主体

基本方針1 地域の生活を支える路線バス網の確保・維持

(1) 鶴居線・鶴居スクール線・夢の杜線の運行確保・維持（事業主体：鶴居村/交通事業者）

補助事業の活用：地域間幹線系統確保維持費補助事業（鶴居線）

(2) 幌呂線の運行確保・維持、利便性の向上（事業主体：鶴居村/交通事業者）

補助事業の活用：地域内フィーダー系統確保維持費補助事業、車両減価償却費等補助事業

基本方針2 村内における移動手手段の充実

(1) 福祉バスの運行継続（事業主体：鶴居村/交通事業者）

(2) 高齢者等個別移送サービス事業の継続

1) 支援会員拡大に向けた講習会等の開催（事業主体：鶴居村/社会福祉協議会）

2) サービス内容の周知と利用者の拡大（事業主体：鶴居村/社会福祉協議会）

3) 事業ニーズの把握（事業主体：鶴居村/社会福祉協議会）

4) 使いやすいサービスへの見直し（事業主体：鶴居村/社会福祉協議会）

基本方針3 公共交通利用促進に向けた情報発信の強化・利便性の向上

(1) パンフレットの作成・ホームページ等情報発信の継続（事業主体：鶴居村、交通事業者、社会福祉協議会）

(2) IT技術活用による利便性の向上（事業主体：鶴居村（協力：交通事業者））

(3) バス待合環境の向上（事業主体：鶴居村）

(4) パーク&ライド駐車場の開放（事業主体：鶴居村）

(5) 意見交換会による住民ニーズの把握（事業主体：鶴居村、交通事業者、社会福祉協議会）

6. 地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事項

事業の実施においては、常にPlan（事業計画）・Do（実施）・Check（評価）・Act（改善点の抽出）のPDCAサイクルにより計画を推進し、必要に応じて事業内容の見直しを行うものとする。

各事業の実施計画を立案する際には、その事業の年度毎の目標や達成度を判断する指標を設定・検討するとともに、実施結果を評価し、次年度以降に向けた問題点・課題の整理を行い、新たな実施計画の検討展開を図る。

達成度等を指標化しづらい事業内容も含まれるが、より良い取り組みへ向けて、事業の検証を行うものとし、このほか現時点では、最終的な事業の方向性が定まっていないものも含まれていることから、必要に応じて計画全体の見直しを行うものとする。

7. 計画期間

令和6年～令和10年（令和11年3月31日まで）

8. 法第6条に定める協議会の有無

有（設立年月日：令和2年2月21日、名称：鶴居村地域公共交通会議、構成員：別紙）

9. 法第5条第10項に定められている関係者との協議

協議会による協議成立年月日：令和6年6月24日

10. 法第5条第7項に定められている利用者の意見の反映

(1) 鶴居村地域公共交通会議に以下の団体からメンバーが参画し、1回議論を行った。

- ・鶴居村自治会連合会
- ・鶴居市街自治会
- ・幌呂市街自治会
- ・下幌呂自治会
- ・鶴居老人クラブ連合会
- ・鶴居村女性団体連絡協議会
- ・鶴居村観光協会
- ・鶴居村商工会

(2) 住民懇談会を3地区1回開催し、利用者と意見交換を行った。

(3) 交通事業者2社に対し住民の利用実態や事業者としての課題等のヒアリング調査を行った。

(4) 高校生（予定者）の通学実態を把握するため、中高生保護者に対しアンケート調査を行った。

(5) 前年度に実施した高齢者保健福祉・介護保険に関するアンケート調査結果の中から高齢者の交通ニーズ把握に関する調査結果を参考とした。

11. その他

(1) 法第7条による提案の有無 無

(2) 国の支援制度の活用予定

- 1) 地域間幹線系統確保維持費補助事業（鶴居線）
- 2) 地域内フィーダー系統確保維持費補助事業、車両減価償却費等補助事業（幌呂線）

鶴居村地域公共交通会議構成員名簿

1 委員

2024/6/24現在

	区 分	依頼先	役 職	氏 名	備 考
1	要綱第4条第4号	釧路運輸支局	首席運輸企画専門官	松田 順一	
2	要綱第4条第6号	釧路総合振興局	地域政策課課長	松本 直也	
3	要綱第4条第2号	鶴居ハイヤー	業務課長	北 直樹	
4	要綱第4条第2号	阿寒バス	営業本部長	須田 広伸	
5	要綱第4条第7号	鶴居村社会福祉協議会	会長	村上 泰夫	
6	要綱第4条第3号	鶴居村自治会連合会	会長	松井 洋和	監 事
7	要綱第4条第3号	鶴居市街自治会	副会長	山本 智意子	
8	要綱第4条第3号	幌呂市街自治会	会長	藪内 健一	
9	要綱第4条第3号	下幌呂自治会	会長	中谷 正人	
10	要綱第4条第3号	鶴居村老人クラブ連合会	会長	渡辺 巖	
11	要綱第4条第3号	鶴居村女性団体連絡協議会	会長	小泉 きぬ子	
12	要綱第4条第3号	鶴居村観光協会	事務局長	床 真由美	
13	要綱第4条第3号	鶴居村商工会	経営指導員	廣島 剛	監 事
14	要綱第4条第8号	北見工大教授	教授	高橋 清	副会長
15	要綱第4条第1号	鶴居村	副村長	高松 一哉	会 長
16	要綱第4条第1号	鶴居村	保健福祉課長	伊藤 晃宏	
17	要綱第4条第1号	鶴居村教育委員会	管理課長	佐藤 大輔	
18	要綱第4条第6号	釧路開発建設部	次長	桑村 貴志	
19	要綱第4条第6号	釧路建設管理部	事業課長	佐々木 健司	
20	要綱第4条第6号	鶴居村	建設課長補佐	千葉 隆一	
21	要綱第4条第6号	釧路警察署	交通官	工藤 敦也	
22	要綱第4条第5号	私鉄総連阿寒バス支部	執行委員長	稲船 裕幸	

2 オブザーバー

1	要綱第8条第6号	釧路市	都市経営課政策推進主幹	司口 幸治	
---	----------	-----	-------------	-------	--

3 事務局

1	要綱第11条第3号	鶴居村	住民生活課長	高岡 健一郎	
2	要綱第11条第3号	鶴居村	住民生活課長補佐	川端 崇雄	